

近世後期における「大名評判記」の受容をめぐって

小関 悠一郎

はじめに

これまでの「大名評判記」の基礎的研究によって、いくつもの大名家の蔵書に「大名評判記」が含まれていることが明らかにされている。この事實は、「大名評判記」がいかに受容されたのかということが、重要な検討課題であること示すものと言える。⁴⁰⁾ 右の課題についての検討は、各「大名評判記」の性格や近世社会での役割などの解明につながっていくものと思われるが、研究の現段階では、まずは一つ一つの事例を蓄積していくことが必要であろう。

そこで本稿では、近世後期における「大名評判記」受容の一事例を紹介していくこととしたい。具体的には、文政・天保期の松代藩で行われた真田家系譜・事蹟の考証・編纂事業において、「大名評判記」がいかに利用されたのか検討していきたい。

近世中後期の幕府や諸藩では、大名家の系譜や歴史書などの編纂事業が行われたが、近年の研究では、そうした動向が注目されてきている。⁴¹⁾ 松代藩においても天保期に藩主真田家の事蹟編纂事業が行われたことが知られている。⁴²⁾ 本稿では、これに加えて、従来あまり知られてこなかった文政期における系譜編纂事業も取り上げたい。

なお、念のため、主な「大名評判記」とその成立年代を掲げておく。諸写本における異同については、必要に応じて言及することとしたい。

- ・『武家諫忍記』 万治二年(一六五九)頃成立
- ・『武家勸懲記』 延宝三年(一六七五)成立
- ・『土芥寇讎記』 元禄三年(一六九〇)成立
- ・『諫懲記後正』 元禄一四年(一七〇一)成立
- ・『武家諫懲記後正』(『同附録』) 享保一一年(一七二六)成立

(一) 松代藩における系譜考証と『武家勸懲記抄』

松代藩における「大名評判記」受容について検討する際に注目されるのが、真田宝物館所蔵の『武家勸懲記抄』なる冊子の存在である。同書は、大平喜間多収集資料のうち鎌原文庫、すなわち藩重臣の鎌原家旧蔵史料に含まれているものである。そこでまず、長くなるが同書の全文を掲げておこう。

一 真田伊豆守滋野信房 四五五下
五七下
内室伊達遠江守女 紋六文銭
嫡子

本國信濃、生國武州、内記信政之男、故伊豆守信之孫也。祖父信之親父ハ其前武藤喜兵衛ト号シ、甲州武田信玄之近習之臣タリ。信州之先鋒真田彈正死後遺跡ヲ継テ真田安房守昌之ト改メ、信玄勝頼二代之間度々武勇之勳ヲナシ、忠節ヲ尽ス。然ルニ甲州没落之後、傍友皆他國へ降從ストイヘトモ、昌之獨リ猛勇ヲ持城上田ニ楯籠リ、近國ノ麾下ニ不從。是隣境皆旧主之佐タルニ依テ屢貞義ヲ達スル処ニ、織田信長横死ニ依テ秀吉天下ヲ握ル。此時直參之謁札ヲ遂テ旧領無相違安堵ス。家康公渠カ太勇御感之餘リ長子伊豆守ヲ御取望有、慇懃ニ被召仕、本多中(尺十日)カ女ト嫁セシメ、譜代ノ臣ニ等シク而モ御近習ニ候ス。是又忠義不怠、勤仕ヲナス。其後安房守太閤之命ニ隨ヒ軍功忠勤所々不違記。太閤薨去之後、石田治部少輔三成等反逆ヲ企テ、仮ニ秀頼之命意ヲ貪リ催促ス。安房守忠義ヲ思テコレニ應シ、父子義絶シテ人数ヲ分、伊豆守ニ与ヘテ 家康公之御味方ニ遣シ、自己ハ二男左衛門尉幸成ト共ニ信州ニ旗ヲ立、東山道ヲ取塞テ、凶徒ニ与リシ戦術ヲ尽ス。然ルニ逆徒破滅シテ天下御一偏ト成、昌之甲陽盛衰ヨリ慶長ノ悖逆ニ到ルマテ多年 御當家ニ敵對シ、罪科不輕トイヘトモ、勇猛徹氣之義士タルヲ御感惜、且伊豆守力忠節ニ有メラレ、御恩赦有テ死刑ヲ御免ナサレ、高野山ニ謫セラレ、彼地ニ於テ死ス。後年、秀頼大坂籠城之時、左衛門尉息大助共ニ城中ニ楯籠リ、武勇ヲ振ヒ討死ス。有増如此。伊豆守信之ニ男河内守内記トモニ忠功ヲ不変相勳、御勸賞ニ預リ、信州松城、上州沼田ヲ合セテ十二万石之領知ヲ賜リ、御代々 上意ニ叶、就中 御當世御元服之御時御着長ヲ可差上旨上意ヲ蒙リ献上ス。是武名全故也。諸將多シトイヘトモ、拔群之仕合、譽レヲ末孫ニ及ス。大老之後隱居セシメ一當齋ト改メ、沼田三万石ヲ領ス。其前嫡子河内守信吉早世、一子今伊賀守幼少タル故、二男内記信政ニ松城九万石ヲ与奪ス。伊賀守ニハ一當齋死去之跡沼田ヲ与フ事未ニ書ス。内記死後當伊豆守幼少ヨリ家督ス。爰ニ内記京腹之息近來召出サレ、別而二千俵被下。最モ内證之合力有ト聞ユ。真田勘解由ト号スト云々。又同名内蔵助並ニ傳四郎トテアリ。是ハ伊豆守先祖之一族之遠流也ト聞ユ。居城信州之松城、中占海津之城ト云シ。其先森右近大夫住居之時、松城ト改メ称スト也。木知九万石余、新地開運上課役懸物等、外ニ四万石余有。米売生払トモニ不宣。年貢所納四ツヨリ六ツマテ家中へ四ツ成、大概地形ヲ下ス。在江戸之者百石ニ付五人扶持外ニ模合ヲ与フ。百日代ニ勤ム。國

江戸共ニ勝平吉。地ニ禽獸魚柴薪有。海魚ハ越後ヨリ到來ス。家民之仕置中抵。譜代之土多ク渡リ者マレ也。風俗不宣。土地中之下、城本國之東北、邊土故、物每不自由也。家老 大熊 矢澤 木村。信房文道之沙汰ナシ。生得寛然トシテ取行悪儀ナシ。物毎古風ヲ旨トシ、法ヲ守レリ。

愚評議曰、將トシテ文道之学ナキ事不足トス。サレハ此等之將前後之評ニ准ス。占風ヲ旨ト法ヲ守ラル、ニ於テハ行フ所不義アルヘカラス。論スルニヨハス。

一 真田伊賀守滋野氏信 從五位下男 四十二歳
内室松平對馬守女 紋六文銭
嫡子 弾正信就 松平駿河守婿也
二男源之助

本國信州、生國武州、河内守信吉之男、伊豆守信之ノ孫也。家傳委細ハ同名伊豆守之記ニ書ス。最モ嫡孫タリトイヘトモ、信之隱居ノ時分、若年タルニ依テ伯父内記与奪シ、信之隱居料ト称シ當領地ヲ授ク。居城上州之内沼田、本知三万石余、新地開運上莫太、課役懸物等多ク、凡一陪ニモ當ル。父祖累代之旧領古往之檢地タル故、猶余計有ト聞ユ。米売生私トモニ惡シ。年貢所納五ツヨリ七ツ迄家中ヘ三ツ半、在江戸之年百石ニ付四人扶持、外ニ模合有。但シ一年分百石千兩之積リニ与フ。國ニ禽獸柴薪材木等多シ。土地中、民間困窮ス。城本國之東北、万事不自由也。家老 榊津 齋藤 真田。

氏信文武心懸薄ク、生得邪曲ニシテ忿リ多ク家臣ヲ哀憐疎シ。惰慢ニシテ人ヲ嘲リ私欲貪リ多ク、國家之政道キヒシク血氣之將タリ。世ニ唱フ。故ニ諸浪人家ヲ不望。諛乱舞ヲスキ、美兒ヲ愛セリ。

愚評義云、文武ヲ不学、生得邪曲ニシテ忿リ有、人ヲ嘲リ私欲貪リ多シトハ、武將タル本意ニアラス。人主トシテ心意行跡本文之如クナラハ、從者一日モ安心ナルヘカラス。痛マシキ事也。是道ヲ不学故也。サレハ古語來曆之先縦ヲ以誠糺スニ不及、事ヲ他方ニ不求、此先祖安房守昌之、天正年中先主勝頼滅却之後、自己ノ居城ニ楯籠ル。其比未戰國七雄ニ等シク東西南北ノ大剛敵ニハサマレ、僅カノ家僕ヲ下知シ、聊カ心ヲ屈セス、度々之軍功ヲ勵シ、後天下ニ謁礼ヲ遂シ。其元來ヲ尋ヌレハ、從者民間之主恩ヲ重シ、一致セシ故ナリ。又此一致之基ヲ紿セハ、昌之文武ヲ学ヒ、道ヲ行ヒ、諸人ニ哀憐フカク義理通徹セシ良男タルニ依テ也。其名譽ヲ傳ヘテ今官祿ニ坐セシムルモノカ。是等ノ根元ヲ考ヘ計テ道ヲ学ヒ、理ヲワキマヘ、忠義ヲ旨トシ、家民ヲ撫育セラレハ、誠ニ將タル法ニモ叶ヒナン。心得有ヘキコト也。

一見して明らかかなように、『武家勸懲記抄』は、『武家勸懲記』から真田伊豆守滋野信房（幸道、松代藩真田家三代藩主）、及び真田伊賀守滋野氏信（信利、沼田藩真田家五代藩主）についての記述を書き抜いたものである。では、この

『武家勸懲記抄』は、どのように利用されたのであろうか。この点についての手掛かりとなるのが、同じく鎌原文庫所蔵の『雄藩系譜攷証目録』である。同書は、序文等を持たず、六一点の書物・文書の書名のみを記した簡単な目録である。以下に内容を掲げておこう。

目録

親王外傳三卷／真田家御系図御武功記／真田家功績録／真武内傳附録四卷／御系譜／仰應貴録／上田軍記／沼田記／沼田記附録／高野山見聞記／滋野世記抄・望月氏家譜 合本／春原家譜略／公義御用御勅記／萬覚書之帳／雜抄／青帳 中原村廣善寺指出／御系譜微／諸家大秘録抄／沼田城器械記／藩中御朱印／諸家感狀証文朱黒印判形上下二冊／武家勸懲記抄／古新家盛衰開書上下二冊／沼田分限帳／沼田御分限帳／藩第先公教令／越後檢地覚書・高遠檢地覚書 入山村七左衛門書面 一袋／○印書面添諸留書八卷／鹿野外寺指出候写書類 八通 沓包／平等寺鐘銘写 沓枚・四万ムラ薬師堂棟札写 三枚 沓袋／山口助左衛門書面 沓袋／信濃高附仕訳帳／過去帳 二冊／覚書／御分限帳 明曆／御判物写 廣田筑後／長国寺過去帳写／八葉山図 四枚／師岡氏御藏御番帳写／久保寺村幸助書面 三通／倉科村長右衛門書面 二通／願行寺兩通 沓包／横尾村徳綱寺御藏書類写 一冊／慶安御分限帳／横谷勘士郎書狀兩通 袋入／片野古書写 沓包／武靖公御扇圖／武田家御感狀写／先公御朱印写 関口氏／大蓮院様御書写 前原氏／大蓮院様御石碑銘／先公御書写 長谷川氏／武靖公御書写 出浦氏 二通／先公御花押 沓冊沓葉／東之坊／清水寺諸書并宝物目録／先公御書写 三卷 河原氏添書有之

以上、六十一筆

右の目録の内容は、『真田家御系図御武功記』（落合保考編カ、宝永頃カ）、『真武内傳附録』（柘植宗辰編、宝曆一二年）といった真田家の歴史編纂書、『藩第先公教令』（真田信之〔信政とも〕家督相続時の条目）のような藩主「教令」、真田家関係の様々な古文書などからなっている。したがって、『雄藩系譜攷証目録』は、松代藩（及び沼田藩）真田家に関わる書物・古文書の目録であると言ふことができ、ここでいう「雄藩」とは、松代藩真田家のことを指していることが分かる。つまり、『雄藩系譜攷証目録』は、松代藩真田家の系譜考証に用いられた書物・文書の目録であると言ふことができる。そして、この目録中に『武家勸懲記抄』の名がみえることは、同書が真田家の系譜を考証する際に用いられたことを示している。以上の検討から、松代藩においては、『武家勸懲記』から真田氏についての記述を抜き書きした『武家勸懲記抄』が作成されたこと、その『武家勸懲記抄』が松代藩真田家の系譜考証に用いられたことを指摘することができよう。

さて、この『武家勸懲記抄』を筆写し、『雄藩系譜攷証目録』を作成して系譜考証を行ったとみられるのが、文政六年から天保七年まで藩家老を務めた鎌原桐山⁽¹³⁾である。『武家勸懲記抄』や『雄藩系譜攷証目録』を収める鎌原文庫は、主に桐山によって収集・整理された蔵書とみられるからである。例えば、同文庫には、『隠居放言』七巻や『真田氏』武功紀盛』等々、桐山の著作類が数多く含まれている。また、『武道初心集』や『備荒諭』などのように、桐山が編纂・刊行に携わった書物もいくつもみられる。その他、『諸家削邦録』や『白川流話 谷の鶯』などのように、桐山が書写したとみられる書物も多い。『武家勸懲記抄』も桐山によって収集されたとみてよいだろう。

では、『武家勸懲記抄』が利用された時期は、いつ頃であろうか。この点で注目されるのが、文政六年十一月、桐山が「御系譜并二御旧記御用懸」を命じられたことである（鎌原桐山『桐翁年譜』中、鎌原文庫蔵）。真田家では、文政八年九月、「公義」（幕府）に真田家の「系譜」を書き上げている（御家古事見聞記、真田宝物館所蔵真田家文書 237-3）。桐山が「御系譜并二御旧記御用懸」に任命されたのも、この「系譜」作成に関わったものだったとみられる。以上のことから、『武家勸懲記抄』は、文政六〇八年にかけて行われた真田家の系譜考証に用いられた可能性が高いと言えよう。

では桐山はいかにして『武家勸懲記抄』を入手したのか。残念ながら現時点では、その経路は具体的には分からないが、ここでは、入手経路に関して注意すべき史料二点について検討しておこう。一つは、真田宝物館所蔵の『諫懲記後正』⁽¹⁵⁾である。その内容をみると、少なくとも真田氏に関する記述については、他の『諫懲記後正』（東京大学史料編纂所蔵本等）と同内容であることが分かる。したがって、同書と『武家勸懲記抄』との直接的関係性は見出せない。ただ、今後、真田家が『諫懲記後正』を入手した時期や経緯、利用のあり方について検討が必要であることを指摘しておきたい。もう一つは、県立長野図書館の丸山文庫⁽¹⁶⁾に収められている『武家諫懲記後正』である。同書は、第一冊末尾に「上田 柏宗」の印があり、序文・冊数から判断すると、盛岡市中央公民館所蔵の『武家諫懲記後正』とほぼ同内容のものとみられる。⁽¹⁷⁾こちらも鎌原桐山・『武家勸懲記抄』との関連性は見出せないようである。鎌原桐山による『武家勸懲記抄』の入手経路については、今後の課題としなければならない。

（二）真田家先祖の事蹟考証と『武家勸懲記』

以上では、鎌原桐山による「御系譜」考証と『武家勸懲記抄』の関係について

述べてきたが、『武家勸懲記』は天保期における、歴代藩主等の事蹟編纂にあつても参照され、利用されている。次にこの点について検討してみよう。

右に指摘した事蹟編纂事業によって作成されたのが『真田家御事蹟稿』⁽¹⁸⁾である。同書は、文政六年藩主に就いた八代藩主真田幸貫が、天保九年、家祖真田幸隆以降の代々祖先の事蹟を家臣に命じて編輯させたもので、天保一四年一月に正編六二巻の完成をみた。この編纂事業の中心となったのが、重臣河原綱徳（舎人）である。綱徳は学問・史籍を好んだと言われ、中老城代を経て家老職をつとめている。

さて、『真田家御事蹟稿』正編六二巻の内訳は、「先公御事蹟稿首」一巻、「一徳殿御事蹟稿」（幸隆—真田家初代）三巻、「信綱寺殿御事蹟稿」（信綱—幸隆男）一巻、「長国寺殿御事蹟稿」（昌幸—幸隆三男）一四巻、「寒松院殿御事蹟稿」（山之手殿—昌幸内室）一巻、「大鋒院殿御事蹟稿」（信之—松代藩真田家初代藩主）二五巻、「大蓮院殿御事蹟稿」（小松殿—信之内室）二巻、「天桂院殿御事蹟稿」（信吉—沼田藩主）六巻、「円陽院殿御事蹟稿」（信政—松代藩真田家二代藩主）五巻、「左衛門佐右伝記稿」（信繁—幸村）四巻、である。

天保一四年一月二三日の序文には、「幸ヒニ特命ヲ蒙リ、貫忠ニ詢リ以テ体裁シ、俊詮ニ謀リ以テ討索シ」とあり、事蹟の編纂にあつたのは、鎌原貫忠、桐山が体裁の考究を行い、藩士堤俊詮が「討索」にあたつたという。序文にこうした記述がみられることは、桐山が事蹟編纂にあつた大きな役割を果たしたことを示している。したがって、天保期の事蹟編纂作業は、文政期の系譜編纂作業の一つの基礎としてみるとよいだろう。

さて、「先公御事蹟稿首」には、三二五部にわたって引用書目があげられている。明確な言及はないが、概ねジャンルごとに書名が列記されているとみられる。ここで仮に分類してみれば、順に、真田家の歴史編纂書／真田家関係古文書／雑史・伝記等／地誌類／過去帳／系図／諸家留書・書上等／図／墓碑銘／棟札、のように列記されているとみることが可能である。⁽¹⁹⁾『武家勸懲記』は、右のうち、雑史・伝記等とした箇所に含まれている。当該箇所を以下にあげておく。

（前略）取捨録 落合保考撰／晝寝夢 窪田久壽撰／羽尾記／甲陽軍鑑／武徳編年集成 木村高敦撰／武徳安民記 木村高敦撰／四戦記問 木村高敦撰／列祖成績安積覚撰／日本外史 頼襄撰／逸史 中井積善撰／参河徳川歴代／駿府政事録／泰政録／東武実録／天寛日記／寛明日記／万寛日記／万天日記／玉露叢／落穂集 大導寺友山撰／事蹟合考 北畠永以撰／家忠日記追加／続武家閑談 木村高敦撰／校

合雜記／筆和雜記 白龍子撰／武林雜話 国枝道寿軒撰／武将感状記 佐枝碎玉軒撰／明良洪範 真田増養撰／日本人物志／鉄砲茶話 佐枝碎玉軒撰／勢免天話草／藩翰譜 新井白石撰／諸家興廢記／諸家功亡記／武林榮枯録／武家勸懲記／武家盛衰記／増補諸家真譜／占押譜 松崎祐之撰／甲州流古戦伝 甲州流伝書／戸石合戦記 同上／信玄武経 同上／川中島合戦伝記 同上／武者物語 松田秀任撰／川中島五戦記／信長記 小瀬甫庵撰／大関記 同上／翁物語 陪曾翁撰／安斎隨筆 伊勢定丈撰／本朝名臣言行録／近代世事談／諸国廃城考 深井彪撰／信府統記 松本侯源忠恒撰／採要録 松前侯源章広撰（後略）

内容は多岐に亘り、河原らの分類意識をさらに詳細に腑分けすることもできそうであるが、『武家勸懲記』は、その前後にみられるような、諸大名家の系譜や伝記を網羅的に扱った諸書と同一分野の書物と認識されていたということは言えそうである。なお、河原らの分類意識に関しては、「先公御事蹟稿首」に記された「例言五則」のうち的一条に、「一、真田三代記・真書大関記・難波戦記・難波軍記・甲越信戦録等ノ類ノ俗書ハ不載之」とあることも注意をひく。河原らは、『真田三代記』以下を「俗書」とした上で、『武家勸懲記』をそうした「俗書」とは区別していたということを指摘できよう。

では、『武家勸懲記』は、『真田家御事蹟稿』本文においてどのように引用されているのか。該当部分を列記しておく。

- ①「大蓮院殿御事蹟稿」上之巻）
一 然ルニ甲州没落ノ後、傍友皆他国へ降從ストイへ共、昌之独猛勇ヲ振ヒ、中略 織田信長横死ニ依テ、秀吉天下ヲ握ル、此時直參ノ謁礼ヲ遂テ、旧領無相違安堵ス、家康公渠力大勇御感ノアマリ、長子伊豆守ヲ御取望アリ、慇懃ニ被召仕、本多中書力娘ヲ嫁セシメ玉ヒ、譜代ノ臣ニ等シク而モ御近習ニ候ス、是亦忠義不怠勤仕ヲナス、

以上武家勸懲記

（中略）

綱徳勤テ按スルニ、御縁組御入輿ノ説教説異同アリトイへ共、望月行広ノ考ニ從ヒ、天正十四年丙戌 東照宮御養女本多中務大輔忠勝ノ女御入輿、御婚禮整ヒ玉フト云事是ナルニ似タリ、

- ②「左衛門佐君伝記稿」卷之一）
諱／○滋野世紀／信繁 信賀 幸重 信氏 幸村／○諸御系図 信繁 幸村／○列祖成績／信乃／○武林雜話／信賀／○泰政録／信次／○古今沼田記／信為 幸村／○武家勸懲記／信成／○矢沢系図（上州吾妻郡伊勢町村林昌寺蔵）／信為／○諸書／幸村／信繁・幸村ノ外ハ証トスヘキ御書所見ナシ、

- ③「大鋒院殿御事蹟稿」卷之八「御公務之下／雜記」の部）

武家勸懲記 上略 真田伊豆守信之男河内守・内記共ニ忠功不変相勤御勸賞ニ預リ、信州松城・上州沼田合十二万石之領知ヲ賜リ、御代々上意ニ叶ヒ、就中当御世御元服ノ御時御着長ヲ可指上旨上意ヲ蒙リ献上ス、是武名全故也、諸將多シト雖、抜群之仕合譽ヲ末孫ニ及ス、大老之後隱居、一当齋卜改、下略

綱徳謹テ按スルニ、当御世云々、御四代家綱公御元服ノ時ナルヘシ、然レトモ外書ニ所見ナシ、

①は、大蓮院殿ニ真田信之内室小松殿の入輿事情について諸説を列記し、考証を行った箇所である。『武家勸懲記』所載の説は、河原が考証の結果事実と認定した説と大きな矛盾はないようにみえる。②では、真田信繁ニ幸村の諱について、諸書の記載をあげて考証している。「信成」という記載は、他書にはみられないようであり、「証トスヘキ御書所見ナシ」と証明できない記述の一つに入れていると言えよう。③は、真田信之の「御公務」に関わる様々な事蹟をあげた部分に含まれる記述である。信之の（幕府への）忠功についての記述が引用されていて興味深いのが、綱徳は、「当 御世御元服ノ御時」を「御四代家綱公御元服ノ時」に比定している。ただし、「外書ニ所見ナシ」と他の書物にはこの記述がみられない旨を記している。

①②③に共通する特徴として、『武家勸懲記』の記述のうち、系譜的記述にあたる部分が引用されていることを指摘することができる。これは、記述の対象が『武家勸懲記』に記載された真田信房よりも上の世代（祖父等）であることから当然とも言える。しかし、右の系譜的記述は、『武家諫忍記』には一切含まれておらず、『勸懲記後正』では、分量にして三分の二程度になっている。河原らがいくつかの「大名評判記」から『武家勸懲記』を選択的に利用した可能性も想定されよう。

右に関連して、①③では、真田家当主の徳川家に対する「忠義」「忠功」が強調された記述を利用している点も注目される。『勸懲記後正』における系譜的記述には、こうした「忠義」への言及は見られないからである。河原らがあえて『勸懲記後正』を取り上げたのかどうかは不明であるが、「大名評判記」の受容を考える際には、系譜的記述における徳川家と各名家との関係がいかに描かれているかという点にも留意すべきであろう。

もう一点指摘できることとして、多数の書物を参照した河原が、『武家勸懲記』の記述内容を、他書には含まれない独自のものとみている点をあげることができる（②③）。こうした独自性は奈辺に由来するのか、あるいは、共通する記述内容を持つ書が他にあるのか、興味深い点であると言えよう。

おわりに

以上、松代藩の事例を中心に、近世後期における「大名評判記」の受容を簡単に紹介してきた。ここでは、次の点を「大名評判記」研究の課題として指摘し、むすびにかえたい。

まず、近世中後期における「大名評判記」の受容例を今後も継続的に掘り起こすことで、事例の蓄積を図っていかねばならない。水戸藩においては、小宮山昌秀（楓軒）によって『盈筐録』（天保十三年正月徳川斉昭序）なる書が編纂され、そこに『諫懲記後正』が引用されている。³⁰近世中後期における幕府・諸藩による歴史編纂の動向は、事例蓄積にあたって留意すべき点の一つであると思われる。

第二に、「雑史」や「系譜」等に分類される書物と「大名評判記」との関係を考える必要がある。松代藩においては、「雑史」等に分類される書物と『武家勸懲記』が、目録や参考文献一覧に並列的に記載されていた。「大名評判記」が、いかなる書物の類書とみなされたのかを説明するとともに、それらの書物と「大名評判記」の内容を比較検討することで、「大名評判記」が近世期のジャンル意識の中に占めた位置を明らかにする必要がある。

さいごに、松代藩で『武家勸懲記』が真田家系譜の考証や真田家の人名の考証に用いられていたことは、「大名評判記」における系譜的記述の分析が重要な課題であることを示している。補論の検討事例から直接に引き出される課題ではないが、このことは、「大名評判記」における系譜記述の意味を問うことが、各「大名評判記」の性格や段階差等の解明につながる可能性を示唆していると言えよう。

【注】

- (1) 以上の点については、若尾政希「『大名評判記』諸本について」（若尾政希研究代表『大名評判記』の基礎的研究』二〇〇六年所収）を参照。
- (2) 高橋章則「近世後期の歴史学と林述斎」（『日本思想史研究』二二、一九八九年）、胡光「高松藩の藩政改革と修史事業」（『香川史学』二八、二〇〇一年）、谷口眞子「小牧・長久手の戦いの記憶と顕彰―池田恒興を事例に―」（藤田達生編『近世成立期の大規模戦争 戦場論下』（岩田書院、二〇〇六年）、岸本覚「近世後期における大名家の由緒―長州藩を事例として―」（『歴史学研究』八二〇、二〇〇六年）など。
- (3) 長野市誌編さん委員会編『長野市誌』第四卷（二〇〇四年）等。

(4) 鎌原桐山は、安永三年（一七七四）生、嘉永五年（一八五二）没。字子斎、諱は重賢、

通称は伯耆のち石見、桐山と号した。経書・詩文を松代藩儒岡野石城、同藩士佐藤嶺南、岩村藩儒のち幕府儒官の佐藤一斎らに学び、兵学・銃法・礼法など文武百般にも通じていた。私塾朝陽館の門人のなかから山寺常山・佐久間象山らが出た。以上、鎌原桐山『自叙』鎌原文庫、前掲『長野市誌』等を参照。

(5) この点に関して、天保五年（一八三四）二月に桐山が作成した蔵書目録『翼輪庫蔵書総目』（鎌原文庫蔵）には、「和書一千八百二十七卷、漢書四千六百六十四卷、外和漢六百五十六卷、総計七千四百四十七卷」が記されている。

(6) 本書には、「松代文庫」の印がみられる。

(7) 長野県国史編輯掛となり、史誌編纂に従事した丸山清俊（一八二一〜九七）が謄写収集した書籍や古文書、絵図等を収めている。収集範囲は信濃全域にわたる。

(8) ただし、若尾政希「『大名評判記』諸本について」に収録された盛岡本の序文とくらべると、その末尾が若干異なっている。念のため、末尾の該当部分をあげておく（送り仮名は省略した）。

「(前略) 以慰老眼、妄不許出闕外、深秘治三文庫、于時享保十乙巳年編集、同十九甲寅春再補筆、令参考改正者也。(完)」

(9) 『新編信濃史料叢書』第一五〜一八巻所収。

(10) この分類は筆者によるもので、あくまでその概要である。編者河原綱徳の分類意識については別に精査が必要である。

(11) 金井圓『江戸史料叢書―土芥寇讎記―』（人物往来社、一九六七年）。